

青森県報

第三千三十七号

平成二十一年
一月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域
民 局) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……三
- 公 告
- 公 営 企 業
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院局
経営企画室) ……四

告 示

青森県告示第二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人心和会 青森市大字大別 内字葛野一八〇	短期入所 身体障害者療護施設	障害福祉サービス事業所 短期入所 青森市大字大別 内字葛野一八〇	平成 二〇・三・三
社会福祉法人心和会 青森市大字大別 内字葛野一八〇	生活介護 生活介護施設	生活介護事業所 青森市大字大別 内字葛野一八〇	"
社会福祉法人協生会 十和田市大字大 沢田字早坂一九	自立訓練(機能訓練)	指定障害福祉事業所 青森市大字大 沢田字早坂一九	二〇・二・三〇
有限会社ベルフエン 八戸市大字新井 の田字出口平三六	就労継続B型 支援施設	指定障害福祉事業所 青森市大字新井 の田字出口平三六	二〇・三・三

青森県告示第二十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋字安田七三五の三	指定障害福祉サービス事業者 主たる事務所の所在地
就労継続支援B型	ゆるいまあ	障害福祉サービス事業を行う事業所
弘前市大字藤代字平田一四の二	弘前市大字賀田字大浦九一の二	所在地
平成二〇・二・一元		変更年月日

青森県告示第二十六号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。
 平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人雑木林	十和田市大字赤沼字前川原四七	児童デイサービス	子どもの自立支援	十和田市大字赤沼字前川原四七	〃	〃
有限会社ベールーフ	八戸市大字新井田字出口平一七	就労継続支援B型	指定障害福祉サービス事業所ドッグガーデン	八戸市大字新井田字出口平三六	〃	〃
社会福祉法人心和会	青森市大字大別内字葛野一八〇	短期入所	障害者支援施設金浜療護園	青森市大字大別内字葛野一八〇	〃	〃
社会福祉法人心和会	青森市大字大別内字葛野一八〇	生活介護	障害者支援施設金浜療護園	青森市大字大別内字葛野一八〇	平成三・一・一	平成三・一・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ	ズサンライ
上北郡東北	上北郡東北	上北郡東北	上北郡東北	上北郡東北	上北郡東北	上北郡東北	上北郡東北
重度訪問介護	居宅介護	就労継続支援B型	障害者支援センター	児童デイサービス	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人
上北郡東北	上北郡東北	青森市原別	青森市原別	青森市原別	青森市原別	青森市原別	青森市原別
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第二十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。
 平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	障害者支援施設金浜療護園	設置の場所	青森市大字大別内字葛野一八〇	指定年月日	平成三・一
-----	--------------	-------	----------------	-------	-------

青森県告示第二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 大 畑 むつ市大畑町湊村一八九番地一八 むつ市大畑町新町二〇番地二 むつ市大畑町正津川平二五四番地四 尻 屋 下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地 下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地 下北郡東通村大字尻屋字村中二番地 川島 秀己	期 間 平成二十二年 一月二十二日 から同年二月 四日まで 場 所 大畑町漁業 協同組合 尻屋漁業協 同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定により、同法第六条第二項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があつたので、同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
八戸ニュータウンショッピングセンター
八戸市北白山台五丁目一の七
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間	ユニバース棟、専門店棟1 午前六時から午後九時まで 専門店棟2 二十四時間

四 届出年月日

平成二十一年一月五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年一月二十一日から同年五月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年一月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

「第三章 給与及び旅費（第二十七条・第二十八条）
目次中 第四章 安全及び衛生（第二十九条） を 第四章
第五章 表彰並びに分限及び懲戒（第三十条 第三十五条）」

給与及び旅費（第二十七条・第二十八条）

の二 被服の貸与（第二十八条の二）

安全及び衛生（第二十九条） に改める。

の二 災害補償等（第二十九条の二・第二十九条の三）
表彰並びに分限及び懲戒（第三十条 第三十五条の五）」

第二十四条第五項中「この章」の下に「（第二十六条の三を除く。）」を加える。
第二十六條第五項中「任命権者」を「管理者」に改める。

第二十六條第五項を削り、同条第四項中「願出」を「請求」に、「職員の例による」を「前三条（介護休暇に係る部分を除く。）の規定を準用する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「期限付き臨時職員」を「期限付臨時職員」に、「のとお

りとする」を「及び運用方針別紙第二に定めるところによる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「期限付き臨時職員」を「期限付臨時職員」に改め、「以下、第四項において同じ。」を削り、同項の次に次の三項を加える。

3 非常勤職員等の育児又は介護を行うための早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限については、第七条から第十五条までの規定を準用する。

4 非常勤職員等の休日等については、第十六条及び第十七条の規定を準用する。

5 非常勤職員の休暇の種類、期間及び単位は、青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の運用方針（次項において「運用方針」という。）別紙第一に定めるところによる。

第二十六條の三中「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 被服の貸与

（被服の貸与）

第二十八條の二 職員に対する被服の貸与については、青森県病院局職員被服貸与規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十二号）の定めるところによる。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 災害補償等

（災害補償）

第二十九條の二 職員（非常勤職員等を除く。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この条において同じ。）又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

2 非常勤職員等の公務上又は通勤による災害に対する補償については、労働基準法の定めるところによる。

（共済）

第二十九條の三 職員（非常勤職員等を除く。）の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）の定めるところによる。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十五條を次のように改める。

（降任、免職及び休職）

第三十五條 職員が、地方公務員法第二十八條第一項の規定により、次の各号のいす

れかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができ。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、地方公務員法第二十八条第二項及び職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号）の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

第五章第三十五条の次に次の四条を加える。

（降任、免職及び休職の手続及び効果）

第三十五条の二 職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果については、職員の分限に関する手続及び効果についての条例（昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号）の定めるところによる。

（定年等）

第三十五条の三 職員（非常勤職員等を除く。）の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）の定めるところによる。

（懲戒）

第三十五条の四 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方公務員法第二十九条第一項の規定により、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 地方公務員法又はこれに基づく条例、規則若しくは企業管理規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

（懲戒の手続及び効果）

第三十五条の五 職員の懲戒の手続及び効果については、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月青森県条例第五十七号）の定めるところによる。

第三十七条中「期限付臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十一条第一項中「職員」の下に「（非常勤職員等を除く。次項において同じ。）」を加える。

第四十二条第一項中「職員」の下に「（非常勤職員等を除く。次項から第五項までにおいて同じ。）」を加え、同条第六項中「職員」の下に「（非常勤職員を除く。次項において同じ。）」を加える。

第四十二条の二第一項中「職員は」を「職員（非常勤職員等を除く。次項において同じ。）は」に改める。

第五十二条第一項中「職員」の下に「（非常勤職員等を除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第五十七条第一項中「期限付臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に、「この章」を「この条」に改める。

第五十九条第一項中「採用された職員」の下に「（非常勤職員等を除く。以下この節において同じ。）」を加え、「（期限付臨時職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項を削る。

第六十二条第三項中「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第六十五条中「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）」を加える。

第十一号様式を次のように改める。

第十八号様式から第二十一号様式までを次のように改める。
第18号様式から第21号様式まで 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭